

公立高等学校等奨学給付金について



高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。

平成26年4月以降に高等学校等の1年生に入学した生徒のうち、**非課税または生活保護世帯の方が対象となります。** 生徒が国公立学校に在学し、給付金の受給を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認した上で、在学する学校へ申請してください(2名以上の生徒がいる世帯は生徒毎に確認してください)

保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます。
※詳しくは住民票のある都道府県へお問い合わせください。

7月1日時点で、生徒の**保護者の住所**（住民票上の住所）は**愛知県内**にありますか？

「保護者」とは、生徒の親権者等です。
両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

生徒は**平成26年度以降に高等学校等の1年生として入学**しましたか？

現在在学する学校でこれまでに就学支援金の受給資格がない方は、奨学給付金を受けることができません。転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

7月の就学支援金の受給資格がありますか？

奨学給付金は支給されません

生徒の世帯は**7月1日時点で、生活保護のうち「生業扶助」**を受けていますか？

生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ必ず「生業扶助」を受けているか確認してください。

生業扶助を受けています

生活保護を受給していません
生活保護を受給中ですが、生業扶助を受けていません

新型コロナウイルスにより家計が急変し、「保護者全員」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額が**非課税相当**となります

今年度の「**保護者全員**」の**市町村民税所得割額及び県民税所得割額は非課税**（0円）ですか？

保護者全員の課税証明書等を確認してください（裏面【参考2】を確認してください）。
※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません。

生徒が在学する課程は**通信制課程又は専攻科**ですか？

7月1日時点で**保護者に扶養されている**生徒の**兄弟姉妹**で、次の**ア～オのいずれかに当てはまる方**が一人以上いますか？

- ア 生徒の兄か姉で、**23歳未満の方**（平成9年7月3日以降生まれ）
- イ 生徒の兄か姉で、**23歳以上の高校生**（平成9年7月2日以前生まれ）
（奨学給付金対象校に通う高校生に限る。）
- ウ 生徒の弟か妹で、**高校の通信制課程に在学する方**
（併修する専修学校や定時制の高校で就学支援金を申請した方を除く）
- エ 生徒の弟か妹（中学生以下を除く）で、**奨学給付金が支給されない学校（特別支援学校高等部など）に在学する方**
- オ 生徒の弟か妹（中学生以下の除く）で、**高等学校等に在学していない方**

ア～オに当てはまる兄弟姉妹はいません
保護者はア～オに当てはまる兄弟姉妹を扶養していません

ア～オに当てはまる兄弟姉妹があり、保護者が扶養しています。

(1) 給付金「**基準額1**」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制 通信制	32,300円

(2) 給付金「**基準額2**」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	84,000円
通信制 専攻科	36,500円

(3) 給付金「**基準額2**」+「**加算額**」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	129,700円

(1)～(3)に当てはまる方は、在学する学校へ、申請をしてください。

※他県の給付金等を受給している場合などで、給付を受けられない場合があります。実際に給付を受けられるかどうかは、審査の上で決定します。

※本事業で得た課税証明書に記載された情報は、名古屋市が実施する名古屋市奨学金の申請のために使用することがあります。



